

# 砂糖の価格調整に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する等の法律について

平成18年8月  
農林水産省生産局

## 趣旨

砂糖及びでん粉について、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律案以下「担い手経営安定新法」という。)に基づく新たな農業経営安定対策への転換に対応し、需要に即した生産をより一層促進するため、現行の原料作物についての最低生産者価格を廃止し、生産条件の格差から生ずる不利を補正するための交付金を交付するとともに、でん粉については、現行の抱合せ措置に代えて、砂糖と同様の価格調整を行う仕組みを創設する等の措置を講じる。

## 改正の内容

### 1 砂糖の価格調整に関する法律の一部改正

#### (1) 原料作物に係る最低生産者価格の廃止と交付金の交付

需要に即した生産を促進する観点から、砂糖及びでん粉の原料作物(てん菜、さとうきび及びでん粉原料用ばれいしょ・かんしょ)の最低生産者価格を廃止することとし、新たに原料作物の生産者等に対し、生産条件の格差から生ずる不利を補正するための交付金を交付する。

( てん菜・でん粉原料用ばれいしょについては、担い手経営安定新法に基づいて交付金が交付されることとなる。 )

#### (2) でん粉に関し価格調整を行う仕組みの創設

国内産いもでん粉については、現在、コーンスターチ用とうもろこしなどを輸入する場合に国内産でん粉の購入を条件にその関税を無税とする「抱合せ措置」を講じているが、国際的な議論の方向性に即してより透明性の高い制度に移行する観点から、これに代えて、輸入でん粉等から調整金を徴収し、これを財源にでん粉に関する支援を行う仕組みを創設する。

( 法律の名称は「砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律」に変更。 )

### 2 独立行政法人農畜産業振興機構法の一部改正

今回新しく実施される輸入でん粉等からの調整金の徴収業務等については、現行法の下で輸入糖等からの調整金の徴収業務を行っている独立行政法人農畜産業振興機構(以下「機構」という。)に行わせることとする。

( 機構は、担い手経営安定新法の交付金の財源の一部に充てるものとして、砂糖及びでん粉の調整金からそれぞれ農林水産大臣が通知する一定の金額を国庫に納付する。 )

### 3 甘味資源特別措置法・農産物価格安定法の廃止

甘味資源作物の生産振興や製造事業者に係る直接的な規制(買入価格指示、製造施設承認等)を定めている「甘味資源特別措置法」及び政府が国内産いもでん粉を公定価格で購入することを定めている「農産物価格安定法」については、廃止する。

## 施行期日

平成19年4月1日とする。